

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月22日

【会社名】 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ

【英訳名】 Harmonic Drive Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長 井 啓

【本店の所在の場所】 東京都品川区南大井六丁目25番3号

【電話番号】 03-5471-7810

【事務連絡者氏名】 執行役員 上 條 和 俊

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南大井六丁目25番3号

【電話番号】 03-5471-7810

【事務連絡者氏名】 執行役員 上 條 和 俊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 625,511,211円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
9,865,143,011円

(注) 1 その他の者に対する割当の金額は、発行価額の総額であります。
2 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。なお、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が買い取るか又は取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月5日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が平成30年1月22日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

e. 株券等の保有方針

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

発行価額の総額	555,979,521円(注)5
発行価格	未定(注)6

<中略>

申込期間	平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とします。ただし、発行価格等決定日の翌日から起算して15日目の日(15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とします。(注)2
------	--

<中略>

割当日	平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とします。ただし、発行価格等決定日の翌日から起算して15日目の日(15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とします。
払込期日	平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とします。ただし、発行価格等決定日の翌日から起算して15日目の日(15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日)とします。(注)2

<中略>

(注)1 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成30年1月5日(金)開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

<中略>

5 発行価額の総額は、平成29年12月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

6 発行価格は、平成30年1月22日(月)から平成30年1月24日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される国内一般募集の発行価格の6.77%に相当する金額に100を乗じた額とします。

(訂正後)

<前略>

発行価額の総額	625,511,211円
発行価格	49,569円

<中略>

申込期間	平成30年2月6日(注)2
------	---------------

<中略>

割当日	平成30年2月6日
払込期日	平成30年2月6日(注)2

<中略>

(注)1 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成30年1月5日(金)開催の当社取締役会及び平成30年1月22日(月)付の当社取締役会にて発行を決議しております。

<中略>

(注)5及び6の全文削除

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

< 前略 >

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、未定とし、国内一般募集に係る発行価格等決定日（平成30年1月22日から平成30年1月24日までのいずれかの日）に決定される発行価格と同額とする。</p>
----------------	---

< 中略 >

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>8,768,423,721円（平成29年12月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額）</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が買い取るか又は取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	--

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初7,322円（以下「当初行使価額」という。）とする。</p>
----------------	--

< 中略 >

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>9,865,143,011円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が買い取るか又は取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
---------------------------------	--

< 後略 >

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
8,768,423,721	63,000,000	8,705,423,721

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（555,979,521円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（8,212,444,200円）を合算した金額であり、平成29年12月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
9,865,143,011	70,000,000	9,795,143,011

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（625,511,211円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（9,239,631,800円）を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。

<後略>

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

本新株予約権の払込金額の総額と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合わせた手取概算額8,705,423,721円について、8,000,000,000円を平成32年3月までに有明工場（第2工場）の建物及び新工場棟建設資金に、残額が生じた場合は平成32年3月までに研究開発資金に充当する予定であります。ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は行使期間の最終日に修正されるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権の払込金額の総額と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合わせた手取概算額9,795,143,011円について、8,000,000,000円を平成32年3月までに有明工場（第2工場）の建物及び新工場棟建設資金に、残額が生じた場合は平成32年3月までに研究開発資金に充当する予定であります。ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は行使期間の最終日に修正されるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

（訂正前）

< 前略 >

国内一般募集及び海外募集に係る募集株式総数は4,666,100株であり、国内一般募集株式数826,100株及び海外募集株式数3,840,000株（国際募集における引受人の買取引受け及び米国プレースメントの対象株式数3,339,200株並びに国際募集における引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買い取る権利の対象株式数500,800株の合計数）を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

（訂正後）

< 前略 >

国内一般募集及び海外募集に係る募集株式総数は4,666,100株であり、国内一般募集株式数506,100株及び海外募集株式数4,160,000株（国際募集における引受人の買取引受け及び米国プレースメントの対象株式数3,659,200株並びに国際募集における引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買い取る権利の対象株式数500,800株の合計数）の募集が行われます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

e. 株券等の保有方針

（訂正前）

< 前略 >

また、割当予定先は、発行価格等決定日に始まり本新株予約権の割当日から起算して180日目の日に終了する期間中、別記「募集又は売出しに関する特別記載事項 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」に記載の国内一般募集及び海外募集に係るジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨、並びに本新株予約権の譲渡又は売却等を行わない旨を合意しております。

（訂正後）

< 前略 >

また、割当予定先は、平成30年1月22日（以下「発行価格等決定日」という。）に始まり本新株予約権の割当日から起算して180日目の日に終了する期間中、別記「募集又は売出しに関する特別記載事項 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」に記載の国内一般募集及び海外募集に係るジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨、並びに本新株予約権の譲渡又は売却等を行わない旨を合意しております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」という。）は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権割当契約に定められる諸条件、並びに赤坂国際会計が評価基準日（平成30年1月4日）現在の当社の株価、株価変動率、配当利回り、貸株コスト及び無リスク利率等に基づき、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の価値評価を行っており、価値評価にあたっては当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提（当社との資本関係及び協業関係の方針に基づき権利行使時期を決定し、割当予定先による権利行使は権利行使期間に渡り一様に分散的に発生すること、当社と割当予定先は資本関係及び協業関係を継続する意向であり割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りを請求する蓋然性が低いこと等。）を想定しております。当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジ（本新株予約権の1個につき、発行価格等決定日において決定する国内一般募集の発行価格の6.63%から6.93%に相当する金額にそれぞれ本新株予約権1個当たりの割当株式数（100株）を乗じた額）の範囲内で、割当予定先との間での協議を経た結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額は、発行価格等決定日において決定する国内一般募集の発行価格の6.77%に相当する金額に本新株予約権1個当たりの割当株式数（100株）を乗じた額としました。

当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、発行価格等決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果、払込金額が第三者評価機関によって算出された評価額のレンジの範囲内で決定されていることを勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理的であると考えております。また、本有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）現在において当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(訂正後)

第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」という。）は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権割当契約に定められる諸条件、並びに赤坂国際会計が評価基準日（平成30年1月22日）現在の当社の株価、株価変動率、配当利回り、貸株コスト及び無リスク利率等に基づき、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の価値評価を行っており、価値評価にあたっては当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提（当社との資本関係及び協業関係の方針に基づき権利行使時期を決定し、割当予定先による権利行使は権利行使期間に渡り一様に分散的に発生すること、当社と割当予定先は資本関係及び協業関係を継続する意向であり割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りを請求する蓋然性が低いこと等。）を想定しております。当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（本新株予約権の1個につき48,544円から50,814円）を参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経た結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を国内一般募集の発行価格の6.77%に相当する金額（495.69円）に本新株予約権1個当たりの割当株式数（100株）を乗じた額である49,569円と決定しました。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。